

沿岸広域振興局長告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

令和4年4月8日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371100850	有限会社藤倉建設	フジクラ指定訪問介護事業所	釜石市甲子町第16地割6番地7	令和4年4月1日